

第12条の2第2項
第12条の3第3項
特定非常災害による消費税法 不適用届出書

收受印

令和 年 月 日 ____税務署長殿	届出書	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)			
		(フリガナ) 名 称 及 び 代 表 者 氏 名				
		法 人 番 号				
		下記のとおり、租税特別措置法第86条の5第4項の規定の適用を受けたいので届出します。				
設 立 年 月 日	令和 年 月 日					
こ の 届 出 の 適 用 対 象 課 税 期 間	※ 租税特別措置法第86条の5第4項の規定の適用を受けることにより、消費税法第12条の2第2項(第12条の3第3項)の適用を受けないこととなる最初の課税期間を記載します。 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日					
上 記 課 税 期 間 の 基 準 期 間	自 令和 年 月 日	左 記 期 間 の				
	至 令和 年 月 日	課 税 売 上 高	円			
※ 租税特別措置法第86条の5第4項の規定の適用を受け、消費税法第12条の2第2項(第12条の3第3項)の規定の適用を受けなかった場合には、その課税期間の納税義務の判定については、基準期間の課税売上高又は特定期間(原則として、前事業年度開始の日から6か月間)の課税売上高により判定することとなります。 (詳しくは、裏面をご覧ください。)						
被 害 の 概 要						
参 考 事 項	調整対象固定資産の仕入れ等の日 【令和 年 月 日】					
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)					

※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	通信日付印	年 月 日	確 認			

注意 1. 特定非常災害に係る国税通則法第11条の規定の適用を受け申告期限等が延長されている被災事業者は、この届出書の提出を要しません。
2. ※印欄は、記載しないでください。

「特定非常災害による消費税法第12条の2第2項 (第12条の3第3項) 不適用届出書」の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、消費税法第12条の2第1項に規定する新設法人又は同法12条の3第1項に規定する特定新規設立法人（以下併せて「新設法人等」という。）で、特定非常災害に係る国税通則法第11条《災害等による期限の延長》の規定の適用を受けない特定非常災害の被災者である事業者^(注)が、被災日の属する課税期間以後の課税期間について、租税特別措置法第86条の5第4項の規定に基づき、消費税法第12条の2第2項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の特例》又は消費税法第12条の3第3項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した特定新規設立法人の納税義務の特例》の規定が適用されないこととする場合に提出するものです。

(注) 1 特定非常災害により被災した事業者のうち、特定非常災害に係る国税通則法施行令第3条第1項《災害等による期限の延長》又は第3項の規定の適用を受けない事業者をいいます。

2 消費税法第12条の2第2項に掲げる要件に該当しない新設法人（例えば、基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れを行っていない新設法人）及び消費税法第12条の3第3項に掲げる要件に該当しない特定新規設立法人は、この届出書を提出する必要はありません。

2 提出時期等

この届出書は、消費税法第12条の2第2項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の特例》又は消費税法第12条の3第3項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した特定新規設立法人の納税義務の特例》に規定する基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日と指定日（国税庁長官が特定非常災害の状況及び特定非常災害に係る国税通則法第11条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日）とのいずれか遅い日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります。

3 記載要領

- (1) 「設立年月日」欄には、法人の設立日を記載します。
- (2) 「この届出の適用対象課税期間」欄には、租税特別措置法第86条の5第4項の規定の適用を受けることにより、消費税法第12条の2第2項又は第12条の3第3項の規定の適用を受けないこととなる最初の課税期間を記載します。
- (3) 「上記課税期間の基準期間」欄には、上記(2)の課税期間の基準期間を記載します。
- (4) 「左記期間の課税売上高」欄には、上記(3)における課税売上高を記載します。

なお、基準期間における課税売上高が1,000万円を超える法人は、納税義務が免除されません（消法9①）。

また、その事業年度の特定期間（※）における課税売上高（課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。）が1,000万円を超える場合は、その事業年度における納税義務が免除されません（消法9の2）。

※ 特定期間とは、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。

ただし、新たに設立した法人で決算期変更を行った法人等は、その法人の設立日や決算期変更の時期がいつであるかにより特定期間が異なる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

- (5) 「被害の概要」欄には、被害の状況等について記載します。
(例) （本社は□□地方であるが、）○○県△△市にある事務所が平成30年7月豪雨により損壊した。
- (6) 「参考事項」欄には、調整対象固定資産の仕入れ等の日及びその他参考となる事項等を記載します。
- (7) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。